

相続・事業承継設計

3. 相続税の課税財産

新FP講座

TFICS

Copyright©2014tfics All rights reserved.

1

1. 相続税の納税義務者

	納税義務者の区分	相続税がかかる財産の範囲
相続、遺贈により財産を取得	日本国内に住所がある場合(※1) (居住無制限納税義務者)	相続等により取得した全世界すべての財産
	外国に住所がある場合	
上記以外	a. 日本国籍で一定の場合(※2) (非居住無制限納税義務者)	相続等により取得した日本国内にある財産
	b. 上記a.以外の場合 (制限納税義務者)	
上記以外	相続時精算課税の適用を受ける贈与で財産を取得した個人(特定納税義務者)	贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるもの

(※1)「住所がある場合」とはその人の生活の本拠地をいう。
(※2)「相続税の納税義務者」と「被相続人」の両方がともに「課税時期の前5年を超えて日本国外に居住している」場合には、国外財産の相続については相続税はからない。

Copyright©2014tfics All rights reserved.

2

2. 本来の相続財産とみなし相続財産

■ 本来の相続財産

金銭に見換えることのできる経済価値のあるすべてのもの

- ・土地、家屋、株式、預貯金、現金、貴金属、宝石、書画、骨董、自動車、立木、金銭債権、借地権、借家権、営業権、著作権 等

■ みなし相続財産

相続または遺贈により取得したとみなされる財産

- ・生命保険金等
- ・退職手当金、功労金等
- ・生命保険契約に関する権利
- ・定期金に関する権利
- ・保証期間付定期金に関する権利
- ・契約に基づかない定期金に関する権利等

遺贈により取得したとみなされる財産

- ・特別縁故者への財産分与
- ・低額譲受
- ・債務免除等
- ・その他の利益の享受等
- ・信託に関する権利

Copyright©2014tfics All rights reserved.

3

3. 相続税の非課税財産

非課税財産の内容

- ・相続人が取得した生命保険金等のうち一定の金額
- ・相続人が取得した退職手当金等のうち一定の金額
- ・国、地方公共団体または特定の公益社団法人等に贈与(寄附)した財産
- ・特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭 等

■ 生命保険等の非課税限度額(500万円×法定相続人の数)

$$\frac{\text{その相続人が取得した生命保険金等の額}}{\text{すべての相続人が取得した生命保険金等の合計額}}$$

■ 退職金等の非課税限度額(500万円×法定相続人の数)

$$\frac{\text{その相続人が取得した退職手当金等の額}}{\text{すべての相続人が取得した退職手当金等の合計額}}$$

Copyright©2014tfics All rights reserved.

4

4. 債務控除

	控除できるもの	控除できないもの
債務	<ul style="list-style-type: none"> ・借入金 ・アパートの預かり敷金 ・未払い医療費 ・被相続人にかかる未払の所得税、住民税、固定資産税等(※) 	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地買入未払金 ・保証債務(主たる債務者に求償しても返還の見込みがない場合、弁済不能分は控除可) ・遺言執行費用 ・弁護士 ・税理士費用 ・土地の測量費用
葬式費用	<ul style="list-style-type: none"> ・通夜費用 ・本(密)葬費用 ・葬式前後に生じた出費で通常必要と認められるもの ・死体の搜索、運搬費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・香典返戻費用 ・法会費用 ・医学上、裁判上の特別な処置に要した費用

(※)住民税や固定資産税等は、賦課日に納税義務が確定したものとされる(納付期限が到来していないものも含む)。

Copyright©2014tfics All rights reserved.

5

5. 小規模宅地等の特例の概要

■ 小規模宅地等の特例の減額割合

	申告期限までの事業・居住継続の有無	限度面積	減額割合
事業用	継続	400㎡	80%
	非継続	適用除外	
貸付用	貸付継続	200㎡	50%
	非継続	適用除外	
居住用	継続	330㎡※	80%
	非継続	適用除外	

※平成27年1月1日より居住用は限度額は240㎡から330㎡に改正。

■ 小規模宅地等の特例の適用における地積限度(平成27年1月1日以降)

$$A \times (200/400) + B \times (200/330) + C \leq 200\text{㎡}$$

- A: 特定事業用宅地等の面積
- B: 特定居住用宅地等の面積
- C: 貸付事業用宅地等の面積

Copyright©2014tfics All rights reserved.

6

6. 小規模宅地等の特例の適用要件

■ 小規模宅地等の特例の適用要件

適用宅地	適用の要件
特定事業用宅地等	不動産貸付業などを除く下記のもの ①被相続人の事業用宅地 ②被相続人と生計を一にしていた親族の事業用宅地
特定居住用宅地等	①被相続人と同居していた親族の宅地等 ②被相続人の配偶者及び同居相続人がなく、かつ相続開始前3年以内に自己または自己の配偶者の持ち家に居住したことがない親族が取得した、被相続人の居住の用に供されていた宅地等 ③被相続人と生計を一にしていた親族の居住の用に供されていた宅地等
貸付事業用宅地等	①被相続人の貸付事業用宅地 ②被相続人と生計を一にしていた親族の貸付事業用宅地

Copyright©2014tfcis All rights reserved.

7